

環境厚生常任委員会

日 時 平成25年3月12日(火)

午前11時 ~

場 所 第1委員会室

1 開 議

2 議案審査

(1) 第69号議案 平成24年度亀岡市病院事業会計補正予算(第2号)

【市立病院管理部】

(2) 第60号議案 平成24年度亀岡市一般会計補正予算(第7号)所管分

(3) 第61号議案 平成24年度亀岡市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

(4) 第79号議案 亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

【環境市民部】

(5) 第60号議案 平成24年度亀岡市一般会計補正予算(第7号)所管分

(6) 第63号議案 平成24年度亀岡市休日診療事業特別会計補正予算(第1号)

(7) 第65号議案 平成24年度亀岡市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

【健康福祉部】

3 討 論~採 決(補正予算等)

4 委員長報告の確認(補正予算)(3/13日 AM10:00~)

5 その他

議会報告会、議会だよりでの委員会報告内容について

4月月例開催について

常任委員会行政視察について

平成24年度 亀岡市国民健康保険事業特別会計

(歳入)

(単位：千円)

科 目	平成24年度当初予算額	3月補正額	計	平成23年度決算額
1. 保険料	2,031,869	0	2,031,869	2,024,610
2. 国庫支出金	1,880,786	△ 3,673	1,877,113	2,068,980
① (療養給付費等負担金)	1,344,042	△ 2,615	1,341,427	1,462,003
② (高額共同事業負担金)	52,159	△ 641	51,518	47,859
③ (特定健康審査等負担金)	10,918	△ 354	10,564	9,943
④ (財政調整交付金)	473,667	△ 63	473,604	547,958
⑤ (その他)	0	0	0	1,217
3. 療養給付費交付金	782,609	6,504	789,113	631,984
4. 前期高齢者交付金	2,538,060	△ 42,996	2,495,064	2,269,277
5. 府支出金	488,475	△ 4,213	484,262	362,011
6. 共同事業交付金	882,608	42,283	924,891	857,388
7. 一般会計繰入金	549,570	△ 12,231	537,339	564,973
① (基盤安定)	339,130	0	339,130	336,296
② (特別分)	210,440	△ 12,231	198,209	178,677
③ (その他)	0	0	0	50,000
8. 基金繰入金	100,837	△ 96,156	4,681	0
9. 繰越金	10,000	49,866	59,866	10,309
10. 市債	0	0	0	31,000
11. その他	3,186	0	3,186	5,152
合 計	9,268,000	△ 60,616	9,207,384	8,825,684

(歳出)

(単位：千円)

科 目	当初予算額	補正額	計	平成23年度決算額
1. 総務費	152,600	△ 4,731	147,869	144,800
2. 保険給付費	6,274,252	△ 101,190	6,173,062	5,984,713
① (療養諸費)	5,545,967	△ 78,500	5,467,467	5,309,087
② (審査手数料)	18,500	0	18,500	17,359
③ (高額療養費)	639,435	△ 10,000	629,435	599,408
④ (その他)	70,350	△ 12,690	57,660	58,859
3. 後期高齢者支援金	1,176,615	596	1,177,211	1,077,013
4. 前期高齢者納付金等	1,408	△ 168	1,240	3,188
5. 老人保健拠出金	1,100	△ 1,045	55	1,308
6. 介護納付金	506,547	△ 570	505,977	461,492
7. 共同事業拠出金	978,814	△ 21,759	957,055	926,342
8. 保健事業費	112,530	△ 15,235	97,295	84,260
9. その他	12,664	0	12,664	12,664
10. 償還金	0	83,486	83,486	81,909
11. 予備費	51,470	0	51,470	0
合 計	9,268,000	△ 60,616	9,207,384	8,777,689

医療費（保険者負担額）年度別推移表

(単位：千円、%)

		平成21年度	対前年度比	平成22年度	対前年度比	平成23年度	対前年度比	平成24年度 見込	対前年度比	平成25年度 予算案	対前年度比
療養給付費	一般	4,412,700	109.68	4,597,923	104.20	4,686,315	101.92	4,845,635	103.40	5,023,954	103.68
	退職	395,869	76.50	446,283	112.74	514,892	115.37	513,353	99.70	532,244	103.68
	計	4,808,569	105.90	5,044,206	104.90	5,201,207	103.11	5,358,988	103.03	5,556,198	103.68
療養費	一般	96,217	111.25	98,507	102.38	100,193	101.71	99,227	99.04	100,864	101.65
	退職	7,090	50.06	7,836	110.52	7,687	98.10	9,252	120.36	9,405	101.65
	計	103,307	102.64	106,343	102.94	107,880	101.45	108,479	100.56	110,269	101.65
高額療養費	一般	469,637	119.59	520,315	110.79	519,270	99.80	553,788	106.65	586,960	105.99
	退職	59,152	85.95	59,539	100.65	80,137	134.60	75,247	93.90	79,754	105.99
	計	528,789	114.57	579,854	109.66	599,407	103.37	629,035	104.94	666,714	105.99
全体	一般	4,978,554	110.57	5,216,745	104.78	5,305,778	101.71	5,498,650	103.64	5,711,778	103.88
	退職	462,111	76.96	513,658	111.15	602,716	117.34	597,852	99.19	621,403	103.94
	計	5,440,665	106.62	5,730,403	105.33	5,908,494	103.11	6,096,502	103.18	6,333,181	103.88

老人保健拠出金	77,783	29.76	30,171	38.79	1,309	4.34	55	4.20	200	363.64
介護納付金	372,586	97.76	411,754	110.51	461,492	112.08	505,977	109.64	499,941	98.81
後期高齢者支援金等	1,043,980	110.68	990,074	94.84	1,077,014	108.78	1,177,211	109.30	1,238,566	105.21
前期高齢者納付金等	2,968	233.70	1,710	57.61	3,189	186.49	1,240	38.88	781	62.98

年度当初基金有高	374,136	86.18	230,339	61.57	190,339	82.63	190,339	100.00	185,658	97.54
----------	---------	-------	---------	-------	---------	-------	---------	--------	---------	-------

「特定世帯に係る国民健康保険料の軽減措置の延長等」について

国民健康保険の被保険者であった者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合について、国民健康保険料の軽減判定所得の算定の特例を恒久化するほか、特定世帯に係る世帯別平等割額を最初の5年間2分の1減額する現行措置に加え、その後3年間4分の1減額する措置を講ずる。

① 保険料軽減制度に係る特例の恒久化

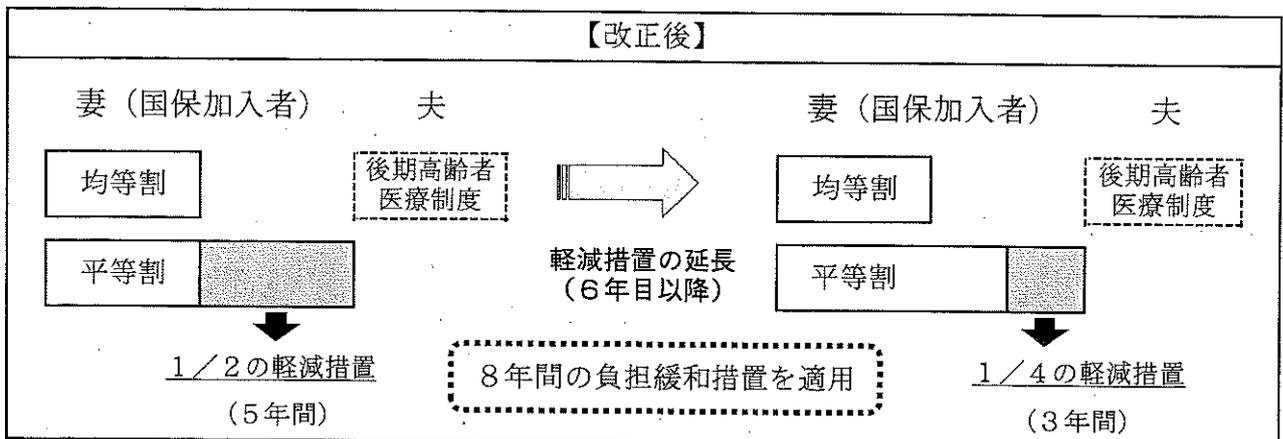
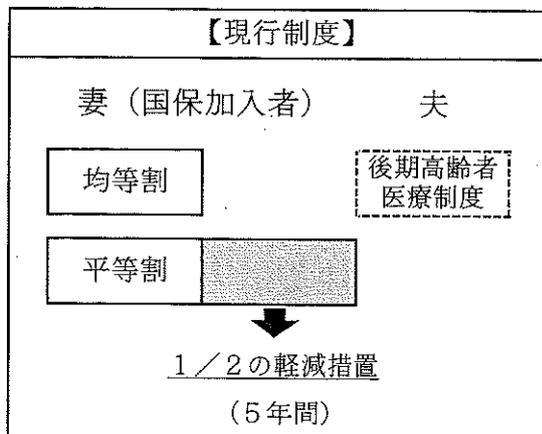
(平成24年度まで 移行して5年間 → 平成25年度から 恒久化)

軽減を受けている世帯について、従前と同様の軽減措置を受けることができるよう、国保から後期高齢者医療へ移行したことにより国保の被保険者でなくなった者（特定同一世帯所属者）を含めて軽減対象基準額を算定することとしている措置について、期限を区切らない恒久措置とする。

② 世帯別平等割に係る配慮

(平成24年度まで 移行して5年間 → 平成25年度から 移行して8年間)

二人世帯で、一人が後期高齢者医療へ移行し、もう一人が国保に残った世帯（特定世帯）となる者について、世帯割額を半分にする措置について、軽減割合を現在の半分（1/4）として、3年間延長する。



【平成24年度 亀岡市国民健康保険料率】

区 分	医 療 分 (医療給付費分)	支 援 分 (後期高齢者医療支援分)	介 護 分 (介護納付金分)
①所得割額	加入者の基礎控除後の 総所得金額の 8.10%	加入者の基礎控除後の 総所得金額の 1.90%	対象者の基礎控除後の 総所得金額の 2.40%
②均等割額	加入者1人につき 25,000円	加入者1人につき 6,500円	対象者1人につき 8,500円
③平等割額	1世帯につき 21,000円	1世帯につき 5,500円	対象者がいる世帯につき 5,500円
最高限度額	510,000円	140,000円	120,000円

※基礎控除後の総所得とは、その世帯の加入者ごとの総所得金額から、それぞれ33万円（基礎控除）を控除した後の額です。

【保険料＝①所得割額＋②均等割額＋③平等割額】

保険料は、医療分（医療給付費分）と支援分（後期高齢者医療支援分）、介護分（介護納付金分）があり、それぞれの区分ごとに算出し、3つをあわせたものが1年間の保険料となります。介護分は、40歳から64歳までの人（介護保険第2号被保険者）が対象となります。

【法定軽減基準】

世帯全員の前年中の合計所得金額が下記の基準以下の場合、均等割及び平等割を軽減する。

軽減対象項目	軽減割合	対象世帯の所得要件
均等割と 平等割	7割	前年の世帯の所得合計 ≤ 33万円
	5割	前年の世帯の所得合計 ≤ 33万円 + (世帯主以外の加入者数 + 世帯主以外の特定同一世帯所属者数) × 24万5千円
	2割	前年の世帯の所得合計 ≤ 33万円 + (加入者数 + 特定同一所属者数) × 35万円

特定同一世帯所属者

(現行)

国保から後期高齢者医療へ移行した方で、移行後5年間、国保の世帯主に変更がない方。

(改正)

「5年間」の期限を区切らなくする。